



群馬労働局の取組 トピックス (令和7年11月26日配信)

- ①年末年始は年休にとってほっとひとやすみ
- ②群馬県最低賃金が令和8年3月1日から改正されます！
- ③12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です



発信者 雇用環境・均等室

パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「パニュちゃん ぐんまver.」

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せておりますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

① 年末年始は年休にとってほっとひとやすみ

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、群馬労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。 ☎ 027-896-4739

モコヒ自家用 Refresh! 働き方 休み方

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

(年次有給休暇取得促進特設サイトURL)
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。



厚生労働省



群馬労働局 雇用環境・均等室

群馬県最低賃金 | 78円UP!

1,063円 時間額



厚生労働省 たしかめたん



チェックマン

令和8年3月1日発効

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

最低賃金とは？

- ✓ 年齢に関係なくアルバイトも含む**働くすべての人が対象！**
- ✓ **都道府県ごとに**決められ、毎年改正検討！
- ✓ 最低賃金未満の労働契約は**無効！**最低賃金額が適用！
- ✓ 地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

詳しくはこちら



お問い合わせは、群馬労働局賃金室（027-896-4737）
または管轄の労働基準監督署までお願ひいたします。



厚生労働省

群馬労働局 雇用環境・均等室



③ 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

NO!
カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります

職場におけるハラスメント対策シンポジウム
12月10日(水) オンライン開催! [参加無料]

【開催日時、開催形式】

令和7年12月10日 13:30~15:15、オンライン（事前申し込み制）

【開催内容】

- ① 改正法の説明（カスタマーハラスメントや就活セクハラ対策の義務化）
- ② 業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取り組み事例
 - ☆ 一般社団法人空港グランドハンドリング協会
- ③ カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション
 - ☆ 参加企業：株式会社イトーヨーカ堂、イオン九州株式会社

【詳細・お申し込みはこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

概要リーフレットはこちら ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/001502758.pdf>

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！

